

地方行政組織に関する今国会の主な法改正について

1. 行政委員会に関するもの

地方公務員法（人事委員会・公平委員会）

平成16年法律第85号により改正。

趣旨： 地方分権の進展等に対応して、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を維持するため、地方公務員の任用・勤務形態の多様化等を図り、それに伴い、人事委員会・公平委員会の機能の充実を図る。

概要(抄)：

- (1) 委員会の権限として、職員からの人事管理に関する苦情の相談の処理を追加するとともに、公平委員会については、条例で、職員の競争試験・選考に関する事務を行うことを可能とする。
- (2) 委員の兼職禁止規定を緩和し、執行機関の附属機関の委員等との兼職を可能とするとともに、委員会の会議の定足数を緩和し、一定の場合には、2人の委員の出席での会議の開催も可能とする。

農業委員会等に関する法律

平成16年法律第52号により改正。

趣旨： 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農地利用の集積を図るため、農業委員会の業務の重点化等を図るとともに、地方分権の推進の中、市町村の自主性を高め、地域の実情に応じた組織運営を可能とする。

概要：

- (1) 委員会の必置基準面積の算定方法を見直し、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を、算定対象から除外する。
- (2) 委員会が法令に基づき行う業務以外の業務について、農地に関する業務、農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図る。
- (3) 選挙による委員の定数の下限を廃止し、条例に委任するとともに、選任による委員の選出方法等の見直し、委員会の部会の設置の弾力化を行う。

労働組合法（地方労働委員会）

未成立。継続審議中。

趣旨： 不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図るため、労働委員会における審査の手続、審査体制の整備等の措置を講ずる。

概要：

- (1) 地方労働委員会について、条例で、委員定数を増加させることを可能とするとともに、公益委員の一部による小委員会で審査等を行うことを可能とする。
- (2) 地方労働委員会の事務局に次長を置かないことを可能とする。
- (3) 中央労働委員会が、地方労働委員会の事務処理について、報告を求め、必要な勧告・助言を行うことや、地方労働委員会の委員・事務局職員の研修等の援助を行うことを可能とする。

2. その他の主な法改正

地方自治法

平成16年法律第57号により改正。

趣旨： 地方分権の推進に資するとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図る。

概要：

- (1) 都道府県の合併、都道府県の境界にわたる市町村の設置の手續等に関する規定の整備を行う。
- (2) 市町村長に属する権限を分掌し、地域の住民の意見を反映しつつ処理するものとして、条例で、地域自治区・地域協議会を設けることを可能とする。
- (3) 条例による事務処理の特例について、市町村長から都道府県知事に対し、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするよう、要請することを可能とする。
- (4) 政令で定める市について、条例で、収入役を置かず、市長又は助役にその事務を兼掌させることを可能とする。
- (5) 普通地方公共団体の議会の定例会の開催回数についての制限を廃止し、条例で定める回数とする。
- (6) 財務会計制度に関し、長期継続契約の締結を可能とする等の措置を行う。

市町村の合併の特例等に関する法律

平成16年法律第59号。

趣旨： 市町村が地域における行政を主体的・総合的に実施する役割を広く担うことができるようにするため、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化、合併市町村の円滑な運営の確保・均衡ある発展を図る。

概要：

- (1) 市町村の合併に際し、議員定数や地方税に関する特例等を講ずる。
- (2) 合併後の一定期間、旧市町村の区域を単位として合併特例区(特別地方公共団体)を設けることを可能とする。
- (3) 都道府県が、総務大臣の定める基本指針に基づき、市町村の自主的な合併の推進に関する構想を定めるものとする。
- (4) 市町村の合併に関する協議について、市町村合併調整委員によるあっせん・調停、都道府県知事による協議の推進に関する勧告等の制度化を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

平成16年法律第91号により改正。

趣旨： 公立学校の管理運営の活性化を図るため、地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進める。

概要：

資料7、p15参照